

入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の様式（入札説明のときに配布）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格未満の入札は失格とする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者としてすることができる。
- (4) 入札執行回数は、3 回までとする。

4 再度入札について

- (1) 再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札において、最低制限価格未満の入札で失格となった者も参加することができる。
- (2) 再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札において、無効の入札を行った者は落札者となることは出来ない。

5 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取

りやめることがある。

7 入札の辞退

入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。